

平成28年度第2回鳥栖市国保運営協議会資料

I 平成30年度からの国保制度について

鳥栖市 市民環境部 国保年金課
平成29年2月16日(木)

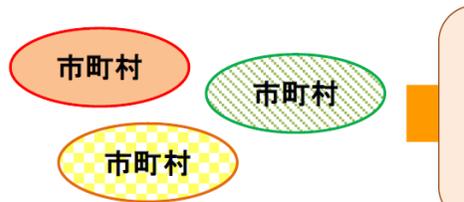
国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）

○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・都道府県は、**国保の運営方針**を定め、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営



- ・国の財政支援の拡充
- ・都道府県が、国保の運営に中心的役割を果たす

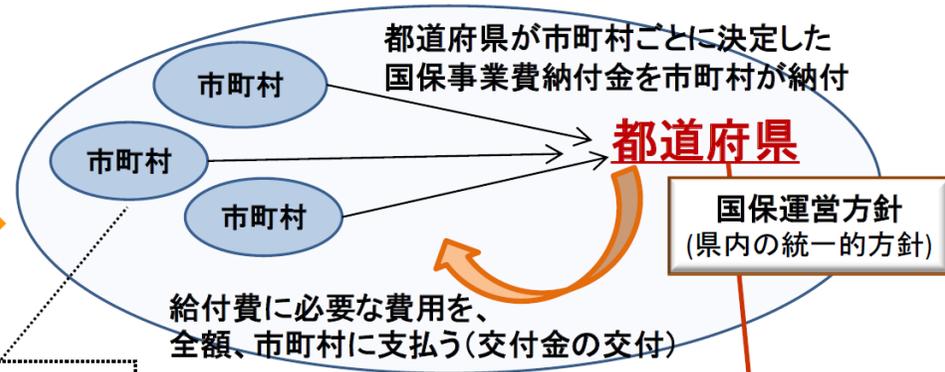
(構造的な課題)

- ・年齢が高く医療費水準が高い
- ・低所得者が多い
- ・小規模保険者が多い

- ・資格管理(被保険者証等の発行)
- ・保険料率の決定、賦課・徴収
- ・保険給付
- ・保健事業

※被保険者証は都道府県名のもの
※保険料率は市町村ごとに決定
※事務の標準化、効率化、広域化を進める

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



- ・財政運営責任(提供体制と双方に責任発揮)
- ・市町村ごとの納付金を決定
市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮することが基本
- ・市町村ごとの標準保険料率等の設定
- ・市町村が行った保険給付の点検、事後調整
- ・市町村が担う事務の標準化、効率化、広域化を促進

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

改革後の国保の運営に係る都道府県と市町村それぞれの役割

| 改革の方向性 | | |
|-----------------------|--|--|
| 1. 運営の在り方 (総論) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う ○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化 ○ 都道府県が、都道府県内の統一的な運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 | |
| | 都道府県の主な役割 | 市町村の主な役割 |
| 2. 財政運営 | 財政運営の責任主体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定 ・ 財政安定化基金の設置・運営 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 国保事業費納付金を都道府県に納付 |
| 3. 資格管理 | 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ※4. と5. も同様 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(被保険者証等の発行) |
| 4. 保険料の決定 賦課・徴収 | 標準的な算定方法等により、 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収 |
| 5. 保険給付 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・ 市町村が行った保険給付の点検 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付の決定 ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等 |
| 6. 保健事業 | 市町村に対し、必要な助言・支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 (データヘルス事業等) |

国の財政支援について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する**法律の附則**（H27.5.29公布）

第二条 **政府は**、この法律の**公布後**において、**持続可能な医療保険制度を構築する観点から**、医療に要する費用の適正化、医療保険の保険給付の範囲及び加入者等の負担能力に応じた医療に要する費用の負担の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて**必要な措置を講ずる**ものとする。

2 **政府は**、この法律の**施行後**において、**国民健康保険の医療に要する費用の増加の要因、当該費用の適正化に向けた国、都道府県及び市町村の取組並びに国民健康保険事業の標準化及び効率化に向けた都道府県及び市町村の取組等の国民健康保険事業の運営の状況を検証**しつつ、これらの取組の一層の推進を図るとともに、**国民健康保険の持続可能な運営を確保する観点から**、当該取組の推進の状況も踏まえ、都道府県及び市町村の役割分担の在り方も含め、国民健康保険全般について、医療保険制度間における公平に留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて**必要な措置を講ずる**ものとする。

塩崎厚生労働大臣発言（H27.2.12 第5回国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議議事録）

「**厚生労働省としては皆保険制度を守り、また国保制度の安定的な運営が持続するということが**。そして医療についても、これまで以上に保険者の皆様方のお力を借りながら持続可能なものにしていくことが大事でありますから、**その目的のために見直しを絶えずしていくことは当然のこと**であると思いますし、（中略）**厚生労働省が必要な財政支援を行うなど、持続可能な国保制度の堅持に最終的な責任を負っていることは間違いない。**」

目的：持続可能な医療保険制度・国民健康保険制度の構築

《公布後》

国：必要な措置を講ずる。
⇒毎年3,400億円の財政支援

条件

国保医療費の増加の要因、
都道府県及び市町村の取組、
国保事業の運営の状況の **検証**

《施行後》

国：必要な措置を講ずる。
(財政支援を含む)

国保制度改革に向けてのスケジュール（案）

■ 県
H28.11月

11/25 連携会議①

12/21 実務者会議

1/31 実務者会議

2月 連携会議②

(3月 運営協議会)

数回 実務者会議・勉強会

<主な協議事項>

◎ 保険税一本化の方向性について

<主な協議事項>

◎ 一本化のスタンスの確認

◎ 国保運営方針骨子（案）について

◎ 試算を活用し、納付金等算定方式の検討

◎ 国保運営方針の詳細の検討

H29.7月

7月 連携会議③

(8月 運営協議会)

10月末 標準保険税率の提示（仮係数）

or

12月末 標準保険税率の提示（確定係数）

<主な協議事項>

◎ 国保運営方針（案）について

◎ 納付金の算定方法について

◎ 標準保険税率の算定方法について

<参考>

<参考>

■ 市町

<審議案策定の前提>

<審議事項>

5月～2月（数回） 運営協議会

◎ 平成30年度保険税率について ほか

12月 or 3月議会 税率改定議案提出

H29.12月 or H30.3月